

三豊市スポーツ・文化芸術大会出場激励金交付要綱及び大会出場補助金交付要綱第2条第1項第3号に規定する教育委員会が認める大会に関する規程

1 交付対象となる文化芸術等の範囲

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次号に規定するメディア芸術を除く。）
- (2) 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（前号で規定する伝統的な芸能を除く。）
- (5) 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化活動
- (6) 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

2 交付対象となる大会

- (1) 文部科学省又は文化庁が主催又は共催若しくは後援する大会
- (2) 国及び地方公共団体、その他これに準ずる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。）新聞社等が主催する大会
- (3) 国民文化祭及び全国高等学校文化祭の構成事業として、全国的に公募する大会
- (4) 全国高等学校長協会、公益社団法人全国商業高等学校長協会、公益社団法人全国工業高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長協会、全国農業高等学校長協会、全国高等専門学校連合会等が主催する大会
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたもの

3 交付対象外となる大会

美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が開催地に行くことなく出場できる大会

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。